

コミュニティ・スクール導入後の期待される効果

①組織的・継続的な体制の構築

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」である。

②当事者意識・役割分担

学校運営協議会や熟議*2等を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できる。

③目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができる。

*2熟議（熟慮と議論）：熟議とは、よりよい集団生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというもの。多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、課題について学習・熟慮し、議論をすることにより、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、個々人が納得して自分の役割を果たすようになるようなプロセスである。

コミュニティ・スクールの魅力

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みである。当事者として、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていく。

子どもにとって

- 子どもたちの学びや体験活動が充実する
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育つ
- 地域の担い手としての自覚が高まる
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができる

教職員にとって

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現する
- 地域人材に支えられ、教育活動が充実する
- 地域の協力により子どもと向き合う時間の確保ができる

魅力

保護者にとって

- 学校や地域に対する理解が深まる
- 地域で子どもたちが育てられているという安心感がある
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できる

地域住民にとって

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながる
- 学校が社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころとなる
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成される
- 地域の防犯・防災体制の構築ができる

令和2年1月発行

コミュニティ・スクール検討委員会（平成30年度、令和元年度）

コミュニティ・スクール検討委員会 報告書の概要



※報告書（本編）は、仙台市教育委員会ホームページ https://www.city.sendai.jp/manabi/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/community_school.htmlに掲載しています

近年、情報化、グローバル化の進展、少子化や核家族化の進行等、急激な社会の変化により、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化している。特に、子どもたちの成長過程における、多様な人との関わりや社会体験、生活経験の不足、規範意識の低下など、子どもたちに関する問題が顕在化してきている。そのため、子どもや学校の抱える課題の解決、未来をつくる子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。

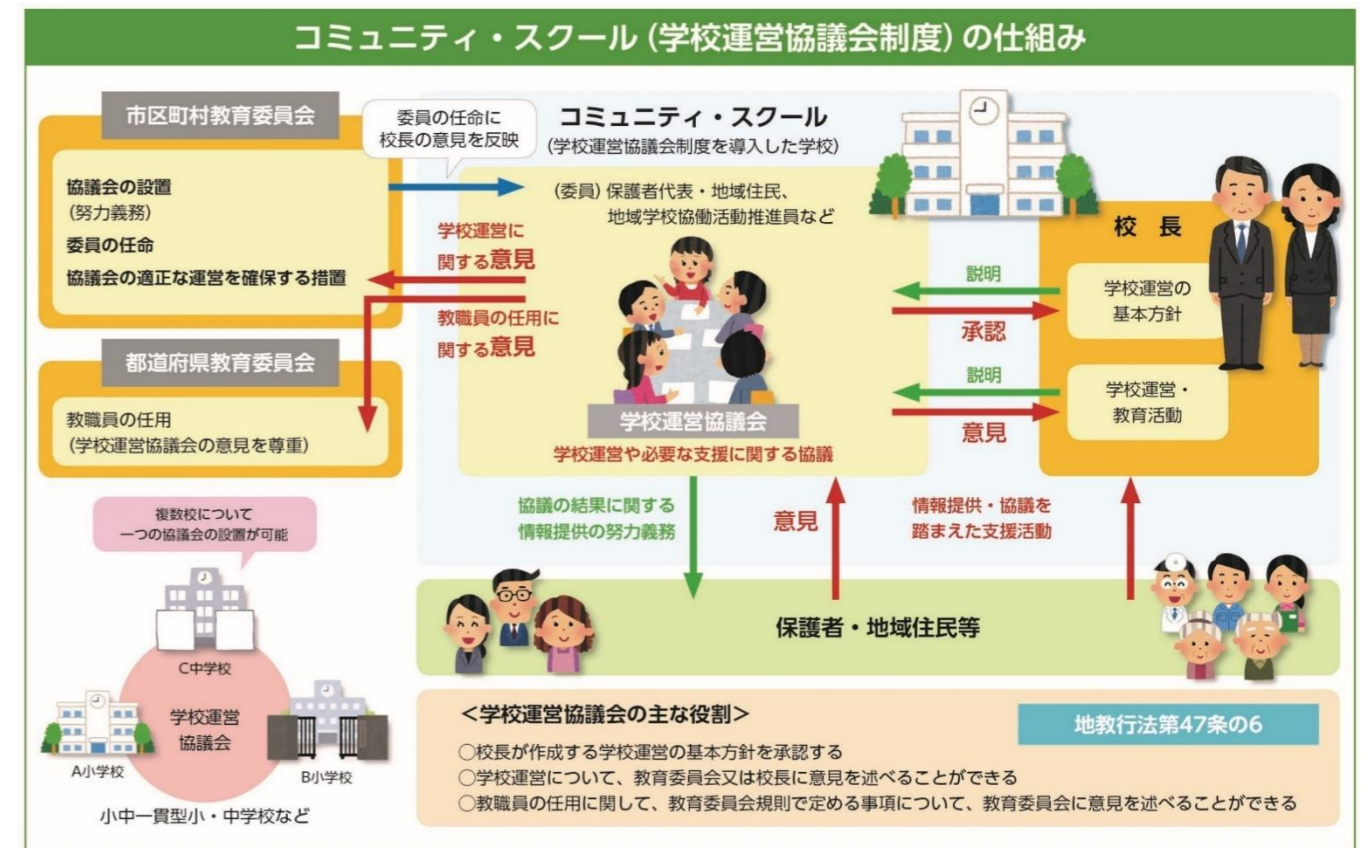
これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、輝く子どもたちの未来の創造に向けて、地域とパートナーとして互いに情報や課題を共有していくことが求められる。学校と地域は、どのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、一体となって、子どもたちを育むための「連携・協働」の視点を持つことが大切になる。

本検討委員会では、仙台市における地域と連携してきた取組の成果を生かし、コミュニティ・スクール導入・実施を見据えた検討を行った。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

コミュニティ・スクールは「学校運営協議会*1」を設置している学校を指しており、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るために有効な仕組みである。また、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

*1学校運営協議会：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6（令和2年4月～：第47条の5）に規定する「学校運営協議会」は、学校運営や必要な支援に関して協議する合議体である。主な役割としては、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる事ができる」、「教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べる事ができる」の3点である。学校運営協議会委員は、保護者代表や地域住民、学識経験者等であり、特別職の地方公務員（非常勤）として一定の権限と責任を有し、学校と「対等な立場」で協議を行うことができる。



※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

「学校運営協議会」設置の手引き（文部科学省）

仙台版コミュニティ・スクールの5つの視点【提言】

視点1 社会総掛かりで子どもを育てる体制づくりへ

i 地域とともに歩む学校づくりの推進	本市では、「心豊かでたくましい子どもを育てる」ことを学校教育の目標とし、「ともに子どもを育て、豊かな学びをつくる」ことを地域・家庭の目標としている。コミュニティ・スクールは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。
ii 「学びのまち・仙台」の実現	子どもが育つためには、学校だけでなく、家庭・地域が子どもへの理解に努め、成長を意識しながら自らの役割と責任を果たすことが求められている。子どもが様々な人と関わり、経験を積み重ね、考えることに楽しみを感じながら育つことができる環境づくりの実現に向け、コミュニティ・スクールを導入する必要がある。
iii 相互理解・信頼関係	本市は、地域とともに歩む学校づくりのため、学校支援地域本部事業や協働型学校評価等に取り組んできた。コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域の相互理解や信頼関係を深めるための仕組みの一つである。子どもや学校の抱える課題の解決、未来をつくる子どもたちの豊かな成長のために、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。
iv 目標・ビジョンの共有	「社会総掛かりの教育」を実現するためには、学校、家庭、地域の三者が、「育む子ども像」の実現に向けた目標・ビジョンの共有を図り、子どもの育ちを軸として、互いがパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い、学び合う中で、共に成熟していく視点が重要である。
v 地域で子どもを育む・多様な学びの実現	コミュニティ・スクールを導入することで、地域住民が子どもたちに関わる機会、学校運営に関わる機会が増え、子どもたちの学びや体験活動がより充実する。子どもたちは様々な人との関わりの中で自己肯定感や思いやりの心が育つなどの効果が期待される。なにより子どもたちに楽しく学ぶ場、ワクワクする場を提供することにつながる。

視点2 地域による学校への「支援」から双方向の「連携・協働」へ

i 双方向の連携・協働へ	学校運営協議会が機能することで、保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映され、学校や地域の目指すところや課題を対等の立場で共有することができる。これまでの地域による学校への「支援」から双方向の「連携・協働」体制が確立し、社会総掛かりで子どもを育む体制を構築することができる。
ii 学校を核とした地域づくり	学校を舞台として、大人と子どもや大人同士の「人とのつながり」を豊かにすることが、学校も地域も良くすることにつながっていく。地域とともに歩む学校づくりのより一層の推進を図るとともに、地域の将来をつくる人材を育成し、自立した地域社会の基盤を構築する「学校を核とした地域づくり」を目指すことが必要である。
iii 社会に開かれた教育課程	「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校が地域との「連携・協働」による取組を効果的かつ計画的に進めることで、「子どもは幅広い学びを得る」「地域は元気になる」「学校に対する理解者が増加する」ことになる。コミュニティ・スクールは、本市がこれまで取り組んできた地域とともに歩む学校づくりを、更に充実させるための一つの有効な仕組みとなる。
iv 役割分担	コミュニティ・スクールを導入することで、マンパワーを結集し、地域全体で子どもたちを育てる仕組みを構築し、「社会総掛かりでの教育」を行うことができる。運営に当たっては、学校、家庭、地域の役割分担により、当事者意識を持って学校教育に関わる仕組みとすることが重要であり、結果として教員の負担軽減や働き方改革にもつながり、教員が子どもと向き合う時間の確保も期待できる。
v 互いの立場や役割の理解	学校、家庭、地域の役割分担を行う際には、必ず重なる「のりしろ」が見えてくる。三者が顔を合わせ、「熟議」（熟慮と議論）を重ね、互いの立場や役割を理解し合うことで、真の連携・協働の体制が構築されていくことが期待できる。
vi 地域連携担当教員	学校と地域が双方向の「連携・協働」を行う上で、地域連携担当教員が学校教育活動と地域（関係機関を含む）の力とをコーディネートすることは、とても重要である。本市では、地域連携担当教員の役割を最大限に発揮させるためにも、校務分掌に位置付け、校内事情の許す限り社会教育主事の資格を有する教員（嘱託社会教育主事）を充てることとしている。

視点3 「育む子ども像」を共有して

i 小中連携・一貫教育の視点	小中連携・一貫教育における縦のつながりと地域を基盤とした横のつながりを通して、学校運営協議会の中で、中学校区内の複数校が「育む子ども像」の共通理解を図り、一体となって進んでいく可能性も考えられる。小中連携・一貫教育の視点を生かし、学校の事情や地域性によって、2以上の学校で一つの協議会を置くこともできる。
ii 連携の必要性	地域の子どもの成長を中心に考えたときに、単一の学校において学校運営協議会を設置したとしても、近隣の小・中学校との小中連携は必要不可欠である。地域の小・中学校間で話し合う機会も必要である。
iii 地域の担い手	中学生は「地域の担い手」でもある。子どもの社会参画を見据え、発達段階に応じて地域の役割を担う経験を行う「場」を積極的に創っていくことが必要である。

視点4 学校の中に地域住民が集まる「場」を

i 地域住民が集まる「場」	学校の中に地域住民が集まり、活動する「場」を設けることで、子どもの育ちに関わる当事者を増やすことや人材の発掘・育成につながる。また、学校教育活動に関わる人材が増えることで、学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域力向上や地域の課題解決につながることを期待できる。
ii ハード面の整備	地域住民が集まる「場」が学校内の余裕教室等を活用しかつ学校とセキュリティを別にした施設であれば、教職員の勤務時間にかかわらず、休日等に地域住民が活用できる「場」となり、教職員の施設管理面における負担軽減にもつながる。
iii ソフト面の整備	地域住民が集まる「場」が学校内にあることで、様々な場面で、子どもたちは多様な人との関わりを持つことができる。このような「場」には、子どもたちも集まり、地域住民にとっては子どもと出会う機会が増える。また、卒業した子どもが成長して戻ってくる「場」にもなり得る、子どもや地域住民にとって、新たな取組などが生まれる「楽しい場」、「出会いの場」となる。

視点5 既存の組織・会議等を一本化へ

i 既存の会議等の一体化	既存の「学校関係者評価委員会」や学校支援地域本部の活動方針を協議する「地域教育協議会」を核として、学校運営協議会を構成する。「学校評議員」を委員として含むことにより、諮問機関と協議機関が一体となった包括的な協議体となることも考えられる。学校運営協議会は、新しい組織として構築するのではなく、既存の組織を生かすことを基本とする。
ii 委員の選出	どのような地域の人材を学校運営協議会の委員とするかが重要なポイントとなる。これまでの会議等では「地域団体等の代表者」として委員選出をするところも見られたが、学校運営協議会では「各地域団体において、子どもの活動に関わる当事者となっている人材」、「学校（校長）とともに行動していける人材」を選出することで、より学校運営の当事者としての意識が高まり、協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針の実現に資する意見を臨むことが可能となる。
iii 地域人材の負担軽減	地域によっては、住民の高齢化や人口減少により委員の成り手の人材確保が難しい場合がある。2以上の学校で一つの協議会を置くことにより、地域の人材を集結することにつながる。また、それぞれの小・中学校における様々な会議等で委員を兼ねていた地域人材の負担軽減にもつながる。

